

生企甲達第13号  
刑企甲達第14号  
平成22年2月23日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

行方不明者発見活動に関する規則の制定について（通達）

対号 昭和51年9月30日付け収防第800号「家出人発見活動要綱の制定  
について」

このたび、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定され、平成22年4月1日から施行されることとなった。規則の制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、規則の施行の日（平成22年4月1日）をもって対号は廃止する。

記

## 第1 制定の趣旨

行方不明者発見活動の基本である「家出人発見活動要綱の制定について」（昭和51年収防第800号）の制定後30年以上が経過し、その間、核家族化、単身者の増加など国民の生活形態が変化するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）その他新たな法律が整備されるなど社会情勢が大きく変化したことから、警察として、これらに対応した発見活動が求められている。また、近年、生命又は身体に危険が及んでいるおそれがある行方不明者が増加するなど、個人の生命及び身体の保護を図るために行う警察による行方不明者発見活動の重要性がより高まっている。

そこで、警察職員の活動の基準として、行方不明者発見活動に関して必要な事項を定め、当該活動の一層確実な実施を図るため、規則を制定したものである。

## 第2 規則の内容

### 1 目的（第1条関係）

規則は、個人の生命及び身体の保護を図るために行う行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等（以下「行方不明者発見活動」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とすることを規定した。

### 2 用語の定義（第2条関係）

(1) 「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、6(1)により届出がなされたものをいうことを規定した（第1項）。

(2) 「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、次のいずれかに該当するものをいうことを規定した（第2項）。

ア 殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者

イ 少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれがある者

ウ 行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命にかかわる事故に遭遇しているおそれがある者

エ 遺書があること、平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者

オ 精神障害の状態にあること、危険物を携帯していることその他の事情に照らして、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者

カ 病人、高齢者、年少者その他の者であって、自救能力がないことにより、その生命又は身体に危険が生じるおそれがあるもの

### 3 行方不明者発見活動の基本（第3条関係）

行方不明者発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とすることを規定した。

(1) 行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること。

- (2) 行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。
- (3) 行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないよう配慮すること。
- (4) 関係都道府県警察及び警察の各部門が緊密に連携することにより、警察の組織的機能を十分に発揮すること。

#### 4 警察本部長（第4条関係）

警察本部長は、行方不明者発見活動の全般の指揮監督に当たるとともに、警察職員に対する指導教養の徹底等を図り、もって行方不明者発見活動を効果的に運営する責に任ずるものとするを規定した。

#### 5 警察署長（第5条関係）

- (1) 警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、これを相互に連携させるなどにより行方不明者発見活動の適切な実施を確保するものとするを規定した（第1項）。
- (2) 警察署長が指揮すべき事項、指揮の方法、事案指揮簿の様式その他指揮に関し必要な事項は、警察本部長の定めるところによることを規定した（第2項）。

#### 6 行方不明者届の受理（第6条関係）

- (1) 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）を受理するものとするを規定した（第1項）。

ア 行方不明者の親権を行う者又は後見人

イ 行方不明者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族

ウ 行方不明者を現に監護する者

エ 福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者

オ アからエに掲げる者のほか、行方不明者の同居者、雇主その他の当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者

(2) 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者が遠隔の地に居住していることその他の事情により(1)の警察署長に対し行方不明者届をすることが困難であると認めるときは、(1)アからオに掲げる者から行方不明者届を受領することができることを規定した(第2項)。

(3) 行方不明者届は、別記様式の行方不明者届出書により受領するものとすることを規定した(第3項)。

#### 7 行方不明者届の受領時の措置(第7条関係)

(1) 警察署長は、行方不明者届を受領したときは、当該行方不明者届をした者(以下「届出人」という。)から次に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めるものとすることを規定した(第1項)。

ア 行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身体の特徴その他の行方不明者の特定に必要な事項

イ 行方不明者が行方不明となった日時、場所及びその状況

ウ 行方不明となった原因、動機その他の特異行方不明者に該当するかどうかの判定に必要な事項

エ 行方不明者の発見時の措置に関する届出人の意思

オ 届出人の連絡先

カ アからオに掲げるもののほか、行方不明者発見活動に必要な事項

(2) 警察署長は、行方不明者届を受領したときは、届出人に対して、行方不明者が発見された場合に警察がとり得る措置その他の警察が行う行方不明者発見活動の内容について説明するものとすることを規定した(第2項)。

(3) 警察署長は、行方不明者届を受領したときは、行方不明者届受領票(以下「受領票」という。)を作成しなければならないことを規定した(第3項)。

#### 8 行方不明者に係る事項の報告(第8条関係)

- (1) 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、速やかに、行方不明者の氏名、住所その他警察庁長官が定める事項を、生活安全企画課長を通じて、警察本部長に報告しなければならないことを規定した（第1項）。
- (2) 生活安全企画課長は、(1)により報告を受けたときは、速やかに、当該事項を警察庁生活安全局生活安全企画課長（以下「警察庁生活安全企画課長」という。）に報告しなければならないことを規定した（第2項）。
- (3) 警察庁生活安全企画課長は、(2)により報告を受けたときは、当該事項に係る記録を整理し、及び保管しなければならないことを規定した（第3項）。
- (4) 警察署長は、(1)の事項に変更があったときは、その旨を生活安全企画課長を通じて、警察本部長に報告しなければならないことを規定した（第4項）。
- (5) (2)及び(3)は、(4)により変更の報告があった場合について準用することを規定した（第5項）。

#### 9 事案の引継ぎ（第9条関係）

- (1) 6(2)により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら行方不明者発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、8(1)により報告した後速やかに、当該行方不明者届に係る事案を当該行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長に引き継がなければならないことを規定した（第1項）。
- (2) (1)による引継ぎは、行方不明者届引継書により行わなければならないことを規定した（第2項）。
- (3) 警察署長は、(1)により引継ぎをする場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならないことを規定した（第3項）。
- (4) (1)により引継ぎをした警察署長は、速やかに、届出人にその旨を通知しなければならないことを規定した（第4項）。

#### 10 事後に取得した情報の記録及び活用（第10条関係）

行方不明者届を受理した警察署長（9(1)により引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、行

方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、これを記録するとともに、行方不明者発見活動に積極的に活用するものとすることを規定した。

#### 11 特異行方不明者の判定（第11条関係）

(1) 受理署長は、7(1)による聴取の内容、10の情報及び12から24までによる行方不明者の発見のための活動を通じて得られた情報に基づき、行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定するものとすることを規定した（第1項）。

(2) 受理署長は、(1)により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき及び特異行方不明者に該当すると判定した者がその後これに該当しないと判定したときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならないことを規定した（第2項）。

#### 12 警察活動を通じた行方不明者の発見活動（第12条関係）

警察職員は、警ら、巡回連絡、少年の補導、交通の取締り、捜査その他の警察活動に際して、行方不明者の発見に配慮するものとすることを規定した。

#### 13 行方不明者照会（第13条関係）

(1) 生活安全企画課長又は警察署長は、行方不明者の発見のため必要があると認めるときは、警察本部長を通じて、行方不明者照会（警察庁生活安全企画課長に対して、8(3)により保管する記録のうちから必要な記録を検索し、該当する記録に係る情報を提供するよう求めることをいう。）を行うことができることを規定した（第1項）。

(2) 警察庁生活安全企画課長は、(1)による行方不明者照会を受けたときは、直ちに8(3)により保管する記録を検索し、その結果を回答しなければならないことを規定した（第2項）。

#### 14 行方不明者に係る資料の公表（第14条関係）

(1) 受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとするこ

とを規定した（第1項）。

(2) (1)により受理署長が資料を公表する期間は、当該資料に係る行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときその他資料を公表する必要がなくなったと認めるときを除き、資料を公表した日からおおむね3月間とすることとし、受理署長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができることを規定した（第2項）。

(3) 受理署長は、届出人その他関係者から(1)による資料に準じて作成された資料の提供を受けたときは、これを(1)の方法により公表することができることを規定した（第3項）。

#### 15 受理票の写しの送付（第15条関係）

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、受理票の写しを作成し、鑑識課長に送付しなければならないことを規定した。

#### 16 身元不明死体票の作成及び送付（第16条関係）

警察署長は、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）第3条の規定により報告を受けた死体であって身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうか確認し、これを受理していないときは、速やかに、身元不明死体票を作成し、鑑識課長に送付しなければならないことを規定した。

#### 17 鑑識課長による対照等（第17条関係）

(1) 鑑識課長は、15又は20(3)により受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該受理票の写しと(3)により保管する身元不明死体票とを対照する方法により調査を行い、当該受理票の写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票に係る死亡者に該当したときは、その旨を当該受理票の写し及び身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならないことを規定した（第1項）。

(2) 鑑識課長は、(1)により身元不明死体票の送付を受けたときは、速やかに、当該身元不明死体票と(3)により保管する受理票の写しとを対照する方法により調査を行い、当該身元不明死体票に係る死亡者が当該受理票の写しに係る行方不明者に該当したときは、その旨を当該身元不明

死体票及び受理票の写しを送付した警察署長に通知しなければならないを規定した（第2項）。

- (3) 鑑識課長は、(1)又は(2)による調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票を整理し、及び保管するとともに、速やかに、その写しを作成し、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）に送付しなければならないことを規定した（第3項）。

#### 18 警察庁犯罪鑑識官による対照等（第18条関係）

- (1) 警察庁犯罪鑑識官は、17(3)により受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該受理票の写しと(4)により保管する身元不明死体票の写しとを対照する方法により調査を行い、当該受理票の写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票の写しに係る死亡者に該当したときは、その旨を当該受理票の写し及び身元不明死体票の写しを送付した鑑識課長に通知しなければならないことを規定した（第1項）。
- (2) 警察庁犯罪鑑識官は、17(3)により身元不明死体票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該身元不明死体票の写しと(4)により保管する受理票の写しとを対照する方法により調査を行い、当該身元不明死体票の写しに係る死亡者が当該受理票の写しに係る行方不明者に該当したときは、その旨を当該身元不明死体票の写し及び受理票の写しを送付した鑑識課長に通知しなければならないことを規定した（第2項）。
- (3) (1)又は(2)による通知を受けた鑑識課長は、当該通知があった旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならないことを規定した（第3項）。
- (4) 警察庁犯罪鑑識官は、(1)又は(2)による調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票の写しを整理し、及び保管しなければならないことを規定した（第4項）。

#### 19 迷い人についての確認（第19条関係）

- (1) 警察職員は、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見したときは、速やかに、当該迷い人を発見した

場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならないことを規定した（第1項）。

- (2) 警察署長は、(1)による報告を受けたときは、当該迷い人について、自ら又は他の警察署長が受理した行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとすることを規定した（第2項）。

## 20 受理署長の措置（第20条関係）

- (1) 受理署長は、特異行方不明者の発見のため、その行方に関する情報の収集又は必要な探索若しくは捜査を行うとともに、届出人その他関係者と適時必要な連絡をとるものとすることを規定した（第1項）。
- (2) 受理署長は、(1)の場合において、特異行方不明者の発見のために必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者の協力を求めるものとすることを規定する（第2項）。
- (3) 受理署長は、特異行方不明者（2(2)イに掲げる者を除く。）については、15にかかわらず、11(1)による判定をした後速やかに、受理票の写しを作成し、鑑識課長に送付しなければならないことを規定した（第3項）。

## 21 特異行方不明者手配（第21条関係）

受理署長は、次に掲げるときは、他の警察署長に対して、特異行方不明者の発見を求める手配（以下「特異行方不明者手配」という。）を行うことができることを規定した。

- (1) 特異行方不明者の立ち回り見込先が判明しているとき。
- (2) 特異行方不明者の立ち回り見込地域が判明し、かつ、就業が予想される業種等が判明しているとき。

## 22 特異行方不明者手配の手続（第22条関係）

- (1) 特異行方不明者手配は、特異行方不明者手配書により、21(1)の立ち回り見込先又は21(2)の立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対して行わなければならないことを規定した（第1項）。
- (2) 受理署長は、特異行方不明者手配を行う場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならないことを規定した（第2項）。

- (3) 受理署長は、急を要すると認めるときは、(1)又は(2)にかかわらず、(1)の警察署長に対して、電話その他の方法により直接特異行方不明者手配を行うことができる。この場合においては、特異行方不明者手配を行った後速やかに、(1)及び(2)による手続を行わなければならないことを規定した（第3項）。

#### 23 特異行方不明者手配を受けた警察署長の措置（第23条関係）

警察署長は、特異行方不明者手配を受けたときは、速やかに、次に掲げる特異行方不明者の発見のための活動を行わなければならないことを規定した。

- (1) 立ち回り見込先については、特異行方不明者の立ち回りの有無の調査及び立ち回り見込先の周辺の探索を行うとともに、立ち回り見込先の関係者に対して、特異行方不明者が立ち回った際における連絡の依頼その他の必要な協力を求めること。
- (2) 立ち回り見込地域については、特異行方不明者の就業が予想される業種の営業所等に対する必要な調査を行うこと。

#### 24 特異行方不明者手配の有効期間（第24条関係）

特異行方不明者手配の有効期間は、手配をした日から3月を経過する日までとし、受理署長は、継続の必要があると認めるときは、3月ごとにその期間を更新することができることを規定した。

#### 25 行方不明者を発見した警察職員等の措置（第25条関係）

- (1) 警察職員は、行方不明者を発見し又はその死亡を確認したときは、速やかに、当該行方不明者を発見し又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならないことを規定した（第1項）。
- (2) 警察署長は、行方不明者を発見した旨の報告を受けたときは、当該行方不明者の生命又は身体の安全を確認するとともに、当該行方不明者及び届出人の意思を尊重しつつ、当該行方不明者に対して、届出人その他関係者に連絡するよう促すなどの措置をとらなければならないことを規定した（第2項）。
- (3) 警察署長は、(1)による報告を受けたときは、行方不明者発見票を作

成しなければならないことを規定した（第3項）。

- (4) 警察署長（受理署長を除く。）は、行方不明者について、(1)による報告を受けたときは、速やかに、受理署長に対して、次に掲げる事項を通知しなければならないことを規定した（第4項）。

ア 当該行方不明者を発見し又はその死亡を確認した日時、場所及び状況

イ 当該行方不明者に対してとった措置

ウ 当該行方不明者から聴取した事項

- (5) 警察署長（受理署長を除く。）は、(4)により通知する場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならないことを規定した（第5項）。

## 26 届出人に対する通知（第26条関係）

- (1) 受理署長は、行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは、速やかに、届出人に対して、発見又は死亡確認の日時、場所、状況その他の必要な事項を通知しなければならないことを規定した。ただし、当該行方不明者の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、通知をしないこと又は通知をする事項を限ることができることを規定した（第1項）。

- (2) (1)にかかわらず、当該行方不明者が、次のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、(1)に規定する通知をしないものとすることを規定した（第2項）。

ア 届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第2項に規定するストーカー行為をされていた場合

イ 届出人から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた場合

## 27 警察本部長等に対する報告等（第27条関係）

- (1) 受理署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなつたと認めるとき

は、速やかに、その旨を行方不明者発見活動主管課長を通じて警察本部長に報告しなければならないことを規定した（第1項）。

(2) 生活安全企画課長は、(1)による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁生活安全企画課長に報告しなければならないことを規定した（第2項）。

(3) 警察庁生活安全企画課長は、(2)による報告を受けたときは、8(3)により保管する当該行方不明者の記録を抹消しなければならないことを規定した（第3項）。

## 28 鑑識課長等に対する報告（第28条関係）

(1) 警察署長は、15、16又は20(3)により受理票の写し又は身元不明死体票を送付した後において、当該受理票の写しに係る行方不明者が発見され又はその死亡が確認されたとき、当該身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたときその他当該受理票の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を本部鑑識課長に報告しなければならないことを規定した（第1項）。

(2) 鑑識課長は、(1)による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁犯罪鑑識官に報告しなければならないことを規定した（第2項）。

## 29 特異行方不明者手配の解除（第29条関係）

(1) 受理署長は、特異行方不明者手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他特異行方不明者手配の必要がなくなったと認めるときは、特異行方不明者手配を解除しなければならないことを規定した（第1項）。

(2) (1)による特異行方不明者手配の解除は、特異行方不明者手配解除通報書により行わなければならないことを規定した（第2項）。

(3) 受理署長は、(1)により特異行方不明者手配を解除する場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならないことを規定した（第3項）。

## 30 行方不明者届がなされていない場合等の特例（第30条関係）

警察署長は、行方不明者届がなされていない場合又は行方不明者届をしようとする者が6(1)アからオに掲げる者でない場合であっても、生活の

本拠を離れその行方が明らかでない者のうち、2(2)アからカのいずれかに該当すると認められるもの、他の法令に基づき行方の調査等を求められたものその他特に必要があると認められるものについて、この規則による措置をとることができることを規定した。